

リトルパンダ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	PHIL・コンサル株式会社
事業者の所在地	さいたま市見沼区大和田町 1-939
事業者の電話番号・FAX	電話：048-685-6699 FAX：048-685-4442
代表者氏名	代表取締役 小林 二三枝
定款の目的に定めた事業	・保育所の経営 ・それに付帯する運営並びに経営コンサルタント業務

*当設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令等を受けた事はありません

2 事業の概要

種 別	小規模保育事業 A型		
施設名称	リトルパンダ保育園		
所在地	さいたま市北区日進町 2-813 第2 関根ビル		
電話番号・FAX	電話・FAX：048-788-1433		
施設長名	北見 麻衣		
開設年月日	平成 30年 4月 1日		
利用定員（年齢別） ※事業所内保育事業の場合、地域枠を記入すること。	0歳児 3人 (地域枠 人)	1歳児 8人 (地域枠 人)	2歳児 8人 (地域枠 人)
取り扱う保育事業	月極保育、延長保育		

3 施設・設備の概要

敷地面積	1289.28 m ² *建物全体の敷地面積です		
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート (RC) 造 の1階 延床面積	4階建て 99.97 m ²
	延床面積	99.97 m ²	

施設設備の 数と面積	乳児室	1室	22.08 m ²
	ほふく室	室	m ²
	保育室	1室	50.76 m ²
	遊戯室	室	m ²
	調理室	1室	4.99 m ²
	調乳室	室	m ²
	幼児用トイレ	2個	7.89 m ²
	事務室	1室	3.86 m ²
設備の種類	沐浴バス、冷暖房等		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場 779 m ² (代替場所 松原中央公園)		

4 事業の目的、運営方針

目的	当園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行います。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供に当たっては、当園を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 ・保育に関する専門性を要する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携をはかりながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。 ・さいたま市小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

5 職員体制

施設長	1人（資格：保育士）
保育士	5人（常勤：5人、非常勤0人）
調理員	1人（常勤：1人、非常勤1人）

*全ての時間帯において必要となる保育士数を満たすよう配置致します。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日、祝日、12/29～1/3

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
時間外保育時間	朝：無 夕：午後6時30分から午後8時00分まで（土曜日は実施していません）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
時間外保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後8時00分まで（土曜日午後4時30分まで）

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
時間外保育料	・1回ごとのご利用契約の場合 400円/30分
その他	補食(夕食)代 150円/一食 行事費 1,500円/一年 帽子代 1,000円/1つ（連絡帳 500円/1冊）

9 支払方法

銀行振込 及び 現金払い（園持参） 支払期日 当月末日

10 提供する保育・教育の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及 び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。 ・年齢、月齢に応じて必要な、基本的な生活習慣や社会的ルールを無理なく身につけ、個性を育てていく。
--

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:15	おやつ
10:00	遊び（室内外）・散歩 ↓
11:20	食事（年齢によって前後します）
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）
15:00	目覚め おやつ
15:30	遊び（室内）
16:30	保育短時間終了・順次降園
18:30	保育標準時間終了
20:00	閉園

お散歩コース

屋外遊戯場以外に、近隣にある公園や施設などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安全な環境のなかで一人ひとりの生活リズムを大切に、生命保持及び情緒の安定を図る。 ・一人ひとりの要求を受け止め、保育者とのかかわりの中で感情を表し、心の育ちを見守る。 ・個人差に留意し、離乳の完了と歩行の開始に向け保育を進め、健やかな成長を促す。 ・愛着行動から信頼関係をはぐくみ、他者とのかかわりを広げるようにする。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境を作り、一人ひとりの欲求をていねいに受け止め、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・安心できる保育者との応答的なかかわりの中で、信頼関係を深め、他児にも関心がもてるようにする。 ・探索活動を通して、聞く、見る、触れるなどの経験をし、興味や好奇心をはぐくみ、一人ひとりの育ちを待つ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・環境設定に留意しながら運動機能の発達を促す。 ・模倣活動、言語活動を促し、表現活動の芽生えを育てる。 ・基本的な生活習慣を身につけさせ、社会性の初歩を経験させる。
そ の 他 (年 間 行 事)	おたのしみ会、運動会ごっこ、親子遠足、クリスマス会、その他

11 給食等について

<給食の提供にあたって>

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供いたします。

- 1 当園の施設内において調理します。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとしします。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮します。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めます。

<アレルギー対応について>

当園は、さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、リトルパンダ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応（除去食優先します）
- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・お昼寝用バスタオル・敷きパット
- ・食事用エプロン2枚
- ・避難靴と避難用の靴下
- ・書類関係一式

(2) 毎日持参いただくもの

- ・着替え
- ・(連絡帳)

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・特になし

13 登園・降園について

登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。
園児の送迎時は、目を離さないようにしてください。
又、保護者以外の方のお迎えは必ず事前に連絡をください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

さいたま市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年6月さいたま市条例第47号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回（6月、11月）
歯科健診	全園児	1回（6月）

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定（お昼寝後、その他）
- ・発熱時の対応（首や足の付け根などの体温調整等）
- ・水分補給

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園での予防対策
- ・発生した場合の連絡（出入口での保護者への掲示、保健だより等） など

17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点 など
- 専門の機関、または役場との連携を行いながら適切な保育をします。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点、体制
- 保護者（医療機関）との話し合いの中、適切な保育計画を作成してそれに伴った保育を行います。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	河野医院
医 院 長 名	河野 満
所 在 地	埼玉県さいたま市北区榎引町2丁目 937-10
電 話 番 号	048-663-6524

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	グリーン歯科
医 院 長 名	吉田 和弘
所 在 地	埼玉県さいたま市北区日進町 2-1735-1
電 話 番 号	048-661-3366

21 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所	松原中央公園
第2避難場所	日進小学校

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

大宮警察署	048-650-0110
さいたま市北消防署	048-663-4262

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	関根 順子
消防計画届出年月日	消防署 29年 1月 27日
避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練等を月1回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設所有管理者・生産物
保険の内容	園児19名 園で作った食材に対して1名1億円
保険金額	1億円

25 業務の質の評価について

小規模保育事業 の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示に掲載
------------------	---

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 小林 二三枝 電話番号 048-685-6699	
相談・苦情受付担当者	氏名 北見 麻衣 電話番号 048-788-1433	
第三者委員	澤登 真珠枝	電話番号 090-1450-0137
		役職・肩書等 行政書士
	宇梶 純江	電話番号 048-783-3979
		役職・肩書等 社会保険労務士

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類	ナーサリールーム
施設名	キッズ&ベビー保育園大和田園
所在地	さいたま市見沼区大和田町 1-939
連携協力の概要	卒園時の受け入れ確保（8名） 代替保育の提供

連携施設の種類	幼稚園
施設名	さくらアート幼稚園 学校法人学園 山口総合学園
所在地	さいたま市北区日進町 3-193
連携協力の概要	卒園時の受け入れ確保（3名）

連携施設の種類	幼稚園
施設名	銀鈴幼稚園 学校法人 清水学園
所在地	さいたま市北区吉野町 2-21-2
連携協力の概要	卒園時の受け入れ確保（3名）

連携施設の種類	保育園
施設名	大宮日進さくらんぼ保育園
所在地	さいたま市北区日進町 2-1914-7
連携協力の概要	保育の内容に関する支援

28 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"> ・役所などの子育て支援のイベント等の掲示や告知など ・職員などのイベント参加など

29 その他保護者に説明すべき事項

- ・個人情報保護について
 - 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
 - 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします。
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
 - 1 当保育園は虐待の防止のためのマニュアルを作成し、研修等がある場合も積極的に参加していきます。